

第五種共同漁業權遊漁規則

内共第6号

令和7年7月15日施行

西濃水産漁業協同組合

西濃水産漁業協同組合

第5種共同漁業権内共第6号遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する第5種共同漁業権内共第6号に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、あまご、こい、ふな、うなぎ、なまず、うぐい、おいかわ及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項又は第2項に規定する遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、友釣り、どぼんこをいう。）・たも網に限るものとし、次の表の左欄に掲げる漁具・漁法は、右欄の規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
友釣り	リールの使用は禁止
たも網	口径 40 cm以下

2 前項に規定する漁具・漁法のうち次の表の左欄の漁法は、それぞれ右欄の期間はこれを行なってはならない。

漁具・漁法	禁止期間
どぼんこ	1月1日から8月31日まで

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行なわなければならない。

魚種	期 間
あゆ	6月1日から12月31日までの間で組合が定めて公表する期間
あまご いわな	2月1日から9月30日まで

魚種	期 間
こ い	1月1日から12月31日まで
ふ な	同 上
う なぎ	同 上
な まず	同 上
う ぐい	同 上
おいかわ	同 上
もくずがに	同 上

2 前項の公表は、この組合及び組合が委託する釣具店に掲示し、公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄の区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種を対象として遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 魚種
揖斐川右岸安八郡神戸町字付寄字橋向413番の1の地先と左岸瑞穂市大月字藤森25番の1地先とを結ぶ線から右岸安八郡神戸町大字中宮字付寄11番2地先と左岸瑞穂市中宮字江東379番の1地先を結ぶ線まで	9月1日から 10月31日まで	全魚種
揖斐川旧国道21号線揖斐川大橋上流端から上流の右岸107mと左岸80mの地点を結ぶ線より同橋上流端から上流の右岸540mと左岸454mの地点を結ぶ線までの区域	9月15日から 10月31日まで	同上
揖斐川右岸大垣市東町地先と左岸安八郡安八町西結津村地先とを結ぶ堰堤から下流40mまでの区域	4月1日から 5月31日まで	同上
岩手川 不破郡垂井町岩手1260番地先から上流 不破郡垂井町岩手1133番地先までの区域500m	1月1日から 12月31日まで	同上
大石川 不破郡垂井町大石字居明236の2番地先から上流 不破郡垂井町浦谷1750番地先までの区域300m	同上	同上
大滝川 不破郡垂井町上の海326番地先から上流 不破郡垂井町西の山888番地先までの区域400m	同上	同上
梅谷川 不破郡垂井町尾の上482番地先から上流 不破郡垂井町石ヶ平591番地先までの区域350m	同上	同上
中須川 安八郡安八町南今ヶ淵211番地から安八郡安八町氷取 字押口1054番地の1までの区域500m	同上	同上
中 川 揖斐郡池田町八幡(中川水源地)から 揖斐郡池田町八幡(ハリヨ橋)までの区域200m	同上	同上
水門川 大垣市笠縫町奥屋敷494番地(水門川基点標柱)から 国道258号線八兵衛橋下流端の線までの水門川及び その支派川	同上	同上

(釣り専用区)

第6条 次の表のア欄の区域においては、イ欄の期間中は、ウ欄の以外の漁具・漁法で遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 漁法・漁法
揖斐川 国土交通省河川距離標 39km 下流 250mから 上流 100mの区間	6月8日から 7月31日まで	あゆの友釣り 雑魚の餌釣り

(全長制限)

第7条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長未満のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	20cm
ふな	6cm
うなぎ	30cm
うぐい	10cm
あまご	15cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
あゆ	手釣り・竿釣り	1,100円	4,400円	550円
雑魚釣	手釣り・竿釣り ・たも網	550円	3,300円	550円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、中学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

魚種	区分	遊漁料		現場加算料
		日釣	年釣	
あゆ	心身障がい者（身体障害者手帳 又は療育手帳の所持者）	550円	2,200円	550円
	中学生以下	無料	無料	—
雑魚釣	心身障がい者（身体障害者手帳 又は療育手帳の所持者）	275円	1,650円	550円
	中学生以下	無料	無料	—

- 3 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項及び第2項に規定する現場加算料をあわせて納付するものとする。
- 4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具・漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者名
- 2 前項(1)に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。
 - 3 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行なうものとする。
 - 4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁承認証を紛失した際は、再発行は行なわないこととする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行なうことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名

- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行なわないものとする。

付則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

付則

この規則は、令和7年7月15日から施行する。